

《JOC 選手強化 NF 事業》令和 5 年度障害馬術強化訓練 実施要項

1. 目的 2024 年パリオリンピック、2026 年アジア大会開催を見据え、ナショナルチームおよびプログレスチームメンバーに認定されている国内選手の技術・競技力向上を目的に本事業を行なう。

2. 主催／運営 公益社団法人 日本馬術連盟 / 障害馬術本部

3. 講師 **Rob Ehrens (NED)** JOC 専任コーチングディレクター
※最終ページにプロフィール掲載

4. 期間 令和 6 年 1 月 29 日 (月) ～ 2 月 1 日 (木) 計 4 日間
29 日 9:00～11:00 入厩
13:00～ 打合せ会
30 日～2 月 1 日 訓練
16 時終了予定

5. 会場 JRA 馬事公苑／東京都世田谷区上用賀 2-1-1 | TEL : 03-3429-5101 (代)

6. 参加条件

(1) 令和 5 年度障害馬術ナショナルチームメンバーあるいはプログレスチームメンバーに認定されている選手と、チーム認定された馬あるいは中障害 C 以上の飛越能力のある日本馬術連盟登録馬との人馬の組み合わせ。

7. 申込方法

(1) 申込締切日 **令和 6 年 1 月 9 日 (月)**

(2) 参加料 無料 (2 頭まで)

(3) 申込方法

申込締切日までにオンラインにて申請すること。

8. 防疫 日本馬術連盟 競技会関連規程集令和 5 年度版「日本馬術連盟 馬インフルエンザ予防接種実施要領」および JRA 馬事公苑の入厩にかかわる各接種要件を満たしていること (別紙参照)。
それぞれ要件が異なる箇所があるため、必ず両要件を確認すること。

9. 宿泊

- (1) **選手の宿舎は、主催者が手配し、負担する（室料のみ）。**宿舎手配を希望する選手は、参加申込と併せて回答のこと。なお、宿舎から会場までの移動は、選手の負担で行なうこと。選手が各自で手配する宿舎の費用は自己負担とする。

※ 宿舎名：川崎第一ホテル溝ノ口（予定）／神奈川県川崎市高津区溝ノ口2丁目3-12

TEL：044-877-3333

1/29 チェックイン・2/1 チェックアウト<3泊4日>、朝食付きシングルルーム（禁煙）

- (2) JRA 馬事公苑の休憩施設の利用は原則行わない。
- (3) 申込締切後の宿舎変更等は受け付けられない場合がある。

10. その他

- (1) 参加選手は必ず何らかの傷害保険に加入していること。強化訓練中の事故に対して、応急処置は行なうがその責は負わない。
- (2) 参加馬の乗馬登録証および健康手帳を携行し、各種予防接種を実施していること。
- (3) 昼食は主催者で用意する。また、清掃は各自で行ない、ゴミはすべて持ち帰ること。
- (4) 各種お問合せは、日本馬術連盟事務局（TEL：03-3297-5611）まで。

《講師プロフィール》

ロブ エーレンス (Mr. Rob Ehrens)

エーレンス氏は1957年生まれの66歳、選手キャリアはヨーロッパ選手権に5回、ワールドカップファイナルに3回出場、オランダ代表としてロサンゼルス（1984）とソウル（1988）、2回のオリンピックに出場しました。また、監督としての経験も豊富で、2005年から2021年の16年間、オランダナショナルチーム監督として活躍し、マンハイム（2007）とアーヘン（2015）のヨーロッパ選手権で2つの金メダル、世界馬術選手権大会アーヘン（2006）とカーン（2014）で団体金メダル、2012年ロンドンオリンピックでは団体銀メダル、そしてFEIネーションズカップファイナルでも2回金メダルを獲得しています。

JAPAN SPORT
COUNCIL

日本スポーツ振興センター

この強化訓練は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています

令和 5 年 4 月 1 日改正

公益社団法人日本馬術連盟（以下、JEF）は、JEF 登録馬に対する馬インフルエンザ予防接種実施要領を以下のとおり定める。なお、本要領は JEF 公認馬術競技会と併催する非認定種目に出場する馬匹についても適用する。

1. 馬インフルエンザ予防接種

(1) JEF 競技会に参加するすべての馬は、基礎接種を完了していなければならない。基礎接種は、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行うこと。補強接種については、基礎接種（2 回目）から 7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。

【2024 年 1 月 1 日以降】

2 回の基礎接種の間隔は 21 日以上 60 日以内、最初の補強接種は 2 回目の基礎接種から 6 ヶ月 + 21 日以内とする。

【経過措置】

1. 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2 回の基礎接種の間隔は、2 週間以上 2 ヶ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。

2. 2024 年 1 月 1 日以前に基礎接種を完了している馬について

- ① 2 回の基礎接種の間隔は、21 日以上・2 ヶ月以内であれば可とする。
- ② 基礎接種の後の最初の補強接種は 7 ヶ月以内であれば可とする。

3. その他、過去の履歴において本要領に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

(2) 競技会等に参加する場合は、競技場へ入厩する 6 ヶ月 + 21 日以内に補強接種または基礎接種（2 回目）を受けていなければならない。

(3) 競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。

(4) 輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が下記例文の文言を用いて輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

《例文》

本馬は JEF 要領に則って馬インフルエンザ予防接種を適正に受けており、最新の接種日が ●年 ●月 ●日であることを証明します。

●年 ●月 ●日 獣医師署名

2. 馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置

馬インフルエンザ予防接種不備のうち以下に該当する場合、以下に定める反則金を JEF に納めることによって入厩許可を得ることができるものとする。なお、反則金の支払いをもって接種不備が解消されることはなく、競技会終了後、本実施要領に則った接種を行わなければならない。下記項目に該当しない接種不備馬の入厩は認められない。

(1) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 週間以上であって 21 日未満：1 万円

(2) 上記 1.(1)に定める 2 回の基礎接種の間隔が 2 ヶ月を超え 3 ヶ月未満：1 万円

- (3) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 1 週間以内 : 1 万円
- (4) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 2 週間以内 : 2 万円
- (5) 上記 1.(2)に定める期間から超過した期間が 4 週間以内 : 3 万円

3. その他

競技会実施要項に定められた防疫要領を遵守すること。

※ 馬伝染性貧血検査に係る要件は平成 30 年 4 月 1 日に削除。

※ 日本脳炎予防接種に係る要件は令和 2 年 4 月 1 日に削除。

平成 20 年 4 月 1 日施行
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 6 月 23 日改正
平成 24 年 3 月 2 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 1 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正

馬事公苑入厩条件

馬事公苑診療所
2023年11月10日改定

馬事公苑へ入厩する際は、当苑内での馬の伝染病の発生を予防し馬の健康を守るため、以下の条件を満たしてください。また、貴施設で繋養するすべての馬に対し、軽種馬防疫協議会のワクチンプログラムに則ったワクチン接種を推奨します。

馬事公苑入厩条件

馬インフルエンザ予防接種を下記の通り実施していること。

新入厩馬(馬事公苑に初めて入厩する馬)

- 1) 基礎免疫として2週間から2ヶ月以内の間隔で2回接種が実施されていること。
- 2) 基礎免疫完了後4週間以上7ヶ月以内に補強接種(初回補強接種)が実施されていること。

その後すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。

*7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

- 3) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、初回補強接種が適切に実施されていない馬、又は補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

再入厩馬(新入厩馬以外の馬)

- 1) 前回の入厩以降、すべての補強接種は1年を超えない間隔で実施されていること。

*7ヶ月以内の間隔で春期と秋期に実施するのが望ましい

- 2) 入厩前2週間から7ヶ月の期間に補強接種が実施されていること。

ただし、補強接種間隔が1年を越えた馬については、再度基礎免疫を実施し2週間以上経過していること。

※ただし、馬術競技会等で一時的に入厩する馬については、国内に馬インフルエンザ発生がない状況、かつ『日本馬術連盟馬インフルエンザ予防接種実施要領』を満たしている場合は入厩可能とする(馬インフルエンザ予防接種不備に対する制裁措置は適用しない)。

以上